

第2号様式

法令適用事前確認手続 回答書

令和7年4月3日

リカバリーサポート株式会社
代表取締役 林 和也 殿

国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課長

令和7年3月9日付文書をもって照会のあった件については、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった事実に関しては、本件運送行為がレンタル業の一環である場合には貨物自動車運送事業法第3条の適用対象とならないと考えられる。

ただし、レンタル業を伴わず、他人の需要に応じ、自動車を使用して貨物を運送する場合には、貨物自動車運送事業法第3条の適用対象となると考えられる。

なお、照会文書にあった、令和6年3月1日付、国自旅第359号については、道路運送法における許可又は登録を要しない運送を示したものである。

2 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する見解及び根拠

貨物自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業をいい、当該行為については、貨物自動車運送事業法に基づく許可等が必要となり、当該事業に該当するかどうかは、個別の運送形態を踏まえて、実質的に判断することとなる。

本件運送行為については、レンタル業の一環として、レンタル機材（仮設トイレ、手洗いユニット、給水スポット）の貸出しに対し、それらの機材に対する補給行為に関し行うものであれば、当該運送行為がレンタル業の一環として密接不可分で、その業務の過程に包摂され、独立性を有しない場合には、貨物自動車運送事業法第3条の適用対象とならないと考えられる。

なお、貨物自動車運送事業法第2条第2項に基づく行為であって、当該運送行為が自己の生業と密接不可分であり、その業務に付帯して行われる場合は、当該運送行為が主要業務の過程に包摂しているものと認められ、名目の如何にかかわらず有償性が認められない場合には、貨物自動車運送事業法上の許可を要しないこととしているが、運送事業以外の事業に付帯して密接不可分のものとして行われるものであるかどうか、有償性を有するものであるかどうか等については、個々の事案ごとに判断することとなる。

個別具体のご相談については、運輸局及び運輸支局へお問い合わせください。